

OMIYA MAIL NEWS



JR EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

JR東日本輸送サービス労働組合
JTSU-E OMIYA 大宮地方本部

2025.10.03
No. 009



HOME PAGE



TWITTER

申5号

Teams 配信を通じた「JR東日本輸送サービス労働組合に対する誹謗中傷を目的とした不当労働行為」を直ちに止め、配信の訂正と謝罪を求める申し入れ

組合

事実がねじ曲がった状態で【社員の皆さんへ】が発出され、なおかつ『輸送サービス労働組が事実無根の喧伝を行った』と断定している。明確な誹謗中傷にあたり、個別労働組の名前を出している事から名譽毀損、支配介入による不当労働行為に該当していると認識している。大宮支社としての認識は？

交渉要旨その4
九月三十日

会社

他機関の団体交渉のところであり答える立場に無いが、労組法に基づき会社は不当労働行為はあってはならないという事は断言する。その考え方は揺らぐものではない。団体交渉権に基づき大宮支社として信義誠実に対応させて頂いている事には変わりはない。

組合

他機関の事象でありつつ、大宮支社内で配信された事からすれば、名譽毀損や誹謗中傷に該当すると思うが？

会社

関係する機関で終わった団体交渉の中身で、会社が回答したものが全てだという認識であり、名譽毀損にあたるとは思っていないし、誹謗中傷の認識も無い。

組合

【社員の皆さんへ】では何を伝えたかったのか？

会社

3月6日の列車分離の対応や感謝、以降の労働組合のホームページ上での情報は会社との認識が違ふといった事、正しい事実はこうだったとお伝えするもの。

組合

意図してはいないのかもしれないが、誹謗中傷の表記がされている事実は変わらない。宇都宮統括センターで記載されていない事は、情報リテラシーやコンプライアンスに対して高いアンテナを持っていると感じるが、3統括センターでは同一の文言が使用されている。教育不足では？

会社

どちらが良かった、悪かったという評価はしない。あくまでも社員にしっかりお伝えしたという事からすれば、やるべき事を行った。

組合

では、伝えるなら何を書いてもいいとなるのか？

会社

内容が馴染まない表記はすべきではない。しっかり見て頂く事が大前提である。

その5へつづく